

# 東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第19号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。  
「宇宙」をイメージしております。



東伏見稻荷神社にて

## 目 次

所 信 .....	新年のご挨拶 .....	2P
税務特集	1.中小会社基準について .....	3P
	2.平成16年改正による平成17年度以降の税金等への影響 .....	4P
	3.ゴルフ会員権を所有している方は要注意!! .....	4P
ブレーンターミナル 能力発揮に役立つコーチング 杉尾浩一 .....	5P	
私の目から見た中国 三鍼法研究会 林 義貢 .....	5P	
第6回 東京さくら会計事務所ゴルフ大会観戦記 .....	6P	
お客様紹介コーナー		
有限会社てるてるケア・サービスササキ 株式会社東洋建商 有限会社シンデレラ .....	7P	
事務所だよりコーナー・編集後記 .....	8P	

# 所 信



## 新 年 の 御 挨 捶

所長 横尾 和儀

新年あけましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、混沌とする社会情勢、国際情勢を象徴するかのように、自然現象においても、台風・水害・地震と数多くの天変地異に見舞われました。

又、景気が上向いているかのような発表がされていますが、完全失業率が改善されていない事でもわかるように、中小企業においての経営は景気回復の兆候はあっても、依然として厳しいものがあります。

中小企業を取り巻く諸問題も深刻化しています。先ずは消費税。課税免税点の引き下げによる納税義務者の拡大、簡易課税制度適用者の縮小による人件費割合の高い企業への増税。消費税は預かったお金とわかつても資金繰りで区分する事は難しいです。平成18年には消費税率も2桁になるといわれる中、企業財政を圧迫する事は間違いありません。次に社会保険料の引き上げ。給料の約10%ずつの会社と個人の負担保険料は将来的には20%ずつの負担となり、会社の資金繰りを考えると給料の40%を手当しなければなりません。もう一つは事業承継。戦後創業され成長してきた企業も世代交代の時代を迎えています。厳しい経済環境の下、誰でも継げるわけではありません。ある意味では創業者以上の能力を持った者でないと承継は困難かも知れません。経営者の最後の仕事である後継者への事業承継は避けて通れません。

こうした山積する諸問題を解決していくには、外部環境に合わせて、どのように変わっていかるかが生き残りへの道だと思います。そのためには経営者自らが自己変革に取り組み、全社員を「やる気」ムードに変え、ペクトル（方向性）を合わ

せて企業の目指す姿を社内で共有することが大切です。企業業績の99%は経営者の責任です。

毎年経営計画を立て、月次の役員会議で業績をチェックしている会社があります。いい会社に思えますが、問題があります。その会社の社長は役員会議でも議長となり率先垂範をしているのですが、毎月の方針が違うのです。今月の会議では右へ進めと言ったかと思うと、翌月の会議では左へ進めと言うのです。これでは、方針に従い努力してトップになった社員は翌月には方針変更によりビリを走る事になるのです。社員達は動かない事が得策と決め込んでしまいます。経営者の責任です。前向きな朝令暮改は必要だと思いますが、方向性（ペクトル）の共有がなければ企業は弱体化していきます。

又、社員教育に熱心な経営者がいます。どこぞこの研修は素晴らしいと、高額な費用を支払い半強制的に社員を研修会に行かせる。果たして研修効果が社員の身につくのでしょうか。その成果が会社の方針に合い、会社に役立つのでしょうか。社員を外部研修に行かせる事は、悪くないですが、先ずはその研修を経営者自らが修得し、自社の価値観に合致しているかどうか検証し、然る後、できるならば経営者が講師となり社員に対し研修を行う事が本来の姿であると思います。単に外部に社員を預けるのではなく、外部研修機関を活用し、経営者の意思を伝える事は大切だと思います。

これから企業の行く末はその経営者の双肩にかかるのです。そうした経営者のお手伝いをすべく、事務所スタッフ一同自己研鑽に努め、更なるサービス向上に邁進していきます。

この新しい年が、皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。

# 税務特集

## 新基準「中小会社会計基準適用」を活用した金融機関による無担保の新融資制度

近年、平成14年4月から施行された改正商法により、大企業だけではなく、中小会社の経営実態を明らかにし、かつ、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な情報開示を行う必要性が増している。

しかし、これに反して中小会社の会計基準は、できるだけ負担のかからないものになるのが事務的に望ましい。

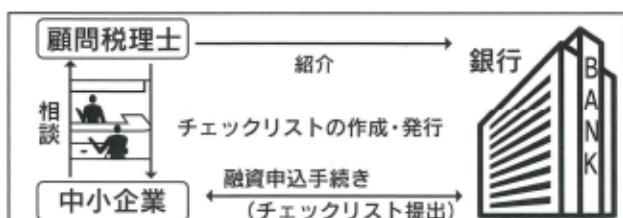
このような状況の中、日本税理士会連合会は、中小会社が商法に準拠した会計処理を具体的に行うにあたって、中小会社に対する会計処理の基本的な指針となる「中小会社会計基準」《中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」(平成14年6月)を参考》を明らかにすることとした。

この「中小会社会計基準」の公表に伴い、「中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト」が作成され、これを活用する場面が増えつつある。

活用事例として、金融機関による新融資制度「無担保融資商品」があり、以下、これとチェックリストの事例概要を示す。

### 金融機関による融資の事例

#### 〈融資の流れ〉



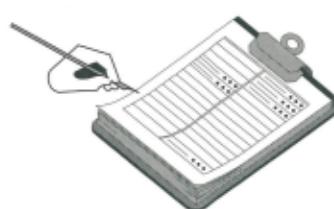
〈条 件〉	●業歴2年以上であること ●税金の未納がないこと ●税理士と顧問契約があること ●債務超過でも可
〈使 い み ち〉	運転資金、設備資金
〈貸 出 期 間〉	3年以内→5年以内(優遇)
〈借 入 利 率〉	金利優遇(現在3~4%)
〈借 入 金 額〉	5,000万円以下(目安は月商の2月分)
〈取 扱 手 数 料〉	1万円~5万円→不要になる(優遇) (金融機関によって異なります)

### 「中小会社会計基準適用に関する チェック・リスト」の事例

- 預金残高については残高証明書と一致しているか。
  - 回収不能のものは、売掛金、未収入金その他売上債権から控除したか。
  - 貸倒懸念がある金銭債権について、取立不能見込額を貸倒引当金として控除したか。
  - 固定資産の減価償却額は適正か。
  - 法的債務性のあるものは、未払費用等として計上したか。
  - 子会社・支配株主からの借入金等は、他の借入金等と区別して記載したか。
  - 負債はもれなく計上されているか。
  - キャッシュフロー計算書を作成したか。
  - 収益は実現主義、費用は発生主義を原則に計上したか。
  - 1株当たりの当期利益又は当期損失は、注記したか。
- 等

### 金融機関の実施状況

- 三井住友銀行 【クライアントサポートローン】
- 横浜銀行 【スーパービジネスローン】
- 埼玉りそな銀行 【アシスト保証】
- 武蔵野銀行 【むさしの「企業力」】
- UFJ銀行 【UFJビジネスローン】
- 他



## 平成16年改正による 平成17年度以降の税金等への影響

### 法人税

#### 欠損金の繰越控除期間の延長と 帳簿書類の保存期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が5年から7年へと延長になりました。具体的には、平成13年4月1日以後に開始された事業年度において生じた欠損金から適用されます。これに伴い、平成13年4月1日以後に開始した事業年度から帳簿書類の保存期間が5年から7年に延長されました。なお、これらの改正により、従来、税務調査は3年に1回、3年分遡及されるのが一般的と言われてきましたが今後、5年1回、5年分遡及される可能性があります。

### 所得税

#### ◎老年者控除の廃止

老年者とは、合計所得金額が1,000万円以下で、65歳以上の方をいいます。これまで、その方のその年分の総所得金額等から50万円が老年者控除と

して控除されました。しかし、改正により平成17年度分から廃止され、老年者の方も、65歳未満の方と同様の扱いになります。また、これにより、平成17年1月1日以降に支払うべき給与等において、毎月の給与等の源泉徴収税額の算定に際して、たとえ65歳以上の方であっても、扶養親族等の数に1人を加える措置が適用されませんので御注意が必要です。

#### ◎住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

住宅の用に供する家屋で一定のものの新築若しくは取得又は増改築等をして、一定の要件を満たす場合には、住宅借入金等の年末残高に一定の控除率を乗じて求めた金額を、その年分の所得税の額から控除されます。平成17年以降に居住の用に供した場合は、平成25年以降の所得税の控除率が、1%→0.5%となるため、通算の特別控除額が縮小されることとなります。

## ゴルフ会員権を 所有している方は要注意 !!

現在、個人が所有している書画、古美術品、貴金属などは「通常の生活に必要でない資産（ぜいたく品）」とみなされており、書画等を売却した際に生じた損失を他の所得から差し引く事は認められてはおりません。娯楽等を目的として所有している資産を売却して損失が生じたとしても他の所得との相殺は認めないですよというわけです。

ところがゴルフ場などの会員権は、「ぜいたく品」の規定が出来た昭和36年当時においては投資対象ではなかったため、ぜいたく品に該当する資産とはみなされませんでした。つまり現在ゴルフ会員権を所有している個人が売却して損失が生じたとしてもその損失額は他の所得から差し引く事が出来るのです。

ただし財務省はゴルフ会員権も書画等と実態は同じ「ぜいたく品」とみなせるとして損益通算廃止の方向で検討しているようです。実施されると、個人が値下がりした

ゴルフ会員権を売却しても他の所得との通算が出来ないため所得税等は減らせないことになります。

平成16年1月1日突然発表された不動産譲渡により発生した損失の損益通算廃止（内部通算は可能）のような件を考えますと、現在ゴルフ会員権を所有している方で売却をお考えの方は、今後の動向に注意が必要です。

ゴルフ会員権の他にも退職所得控除縮小案、定率減税の縮小・廃止案と国はあらゆる手段を使い国民負担増を求めてきます。さらには平成19年度（小泉純一郎首相任期後）から消費税率引き上げをにらんで検討が進められているようです。

今現在の我が国の財政は危機的状況であり、歳出削減とともに増税を行うことは致し方ないかもしれません。そのような事情を理解した上で増税を受け入れるとしても、安易な増税はいかがなものかとも思います。



# フレーンターミナル



## 能力発揮に役立つコーチング

(財)生涯学習開発財団認定コーチ

杉尾 浩一

昨年から地元の公民館で始めたコーチングセミナーはこの11月で13回目を迎えます。毎回、参加者の多数の方に気付きが生まれ、「自分にはこんな強みがあったんだ。こんな能力があるとは知らなかつた。」ということが発生し参加者のアンコールに応えていたら13回になったという訳です。参加者はサラリーマン、経営者、主婦、コンサルタント、音楽家等です。コーチングとはコーチとその相手であるクライアントの間で行われる双方向のコミュニケーションの事を言います。コーチはクライアントの能力を引き出す役割の人です。教える役割ではありません。最近オリンピック選手、野球選手、ゴルフ選手等にコーチが付いているのはご存知のことだと思います。その道の天才、エリートといわれるような人が何故コーチを必要とするのでしょうか？

コーチを雇うと自分の能力が目一杯発揮でき競争に勝てるからに他なりません。コーチングの技術、ノウハウは今スポーツ界に止まらず会社、官庁、一般家庭、学校にも普及し始めています。バブル崩壊以前は「画一化」と「依存」がキーワードで括れる社会的な背景がありましたが現在は「多様化」と「自立」の社会になったからだと私は考えています。画一的な知識を一度に多数の人々に伝授する場合は「教える」ことが一番効果的なのです。しかし、インターネットが普及し、国際化が進みスピードがものすごく速い現代社会では過去の成功体験が必ずしも通用しません。飽和状態になっている市場でモノを買ってもらうにはお客様の多様な価値観に合った商品をかなり工夫しなければ売れません。今の時代はたとえ優良企業とは言え、国際競争に晒されているのでリストラをしない保証などどこにもありません。従業員としても会社に身を委ねていれば生涯安心出来る時代は過去のものになりました。今は潜在能力をフルに発揮して生き延びる時代なのです。



## 私の目から見た中国

三鍼法研究会

林 義貢

私は20年前から中国へ行き、多くの友人を持っています。

しかし、この漢民族は中々不可解です。東西南北、各々考え方方が異なり、日本民族のように単一のものの考え方方は出来ません。

今、中国は表面上非常に発展しているように見えますけれども、まさにバブルの8合目といったところでしょう。多分、北京オリンピック前にバブルがはじけ始めるようではどこの誰が今の中国の経済を演出しているのが非常に深いですね。日本の特に中小企業の安い労働力に魅力を感じ、いつまでも収益をあげられると錯覚を持つなら大変なことになるでしょう。

中国の工業がどんどん発展していくとエネルギー問題で壁にぶつかります。今こそ日本の産業は中国が絶対競争で勝てないような技術面で新しい分野を開拓して、活路を見出すべきです。私は三鍼法という脳血管障害専門の治療をしており、たくさんの患者が日本全国から来ております。この治療法は中国の賈馬志先生と二人だけが世界で活躍しております。中国の新しい先生方の文革以後の考え方ではなかなか三鍼法理論が理解できません。中国の古典で原書を学び、今の中国の簡易文学を学んだ人たちに古典を教えるくらいの気概が必要と考えます。私は今まで中国各地でいろいろと講演をしてまいりました。新しい発想で未来を志向し、元気で皆さんと一緒に中国人に哲学を説き、世界の為にがんばりましょう。



## 第6回 東京さくら会計事務所 ゴルフ大会観戦記

ゴルフは20パーセントが力学と技術である。  
残りの80パーセントは哲学、ユーモア、悲劇、  
ロマンス、友情、へそまがり、そして会話である。

グラントランド・ライス

11月13日(土)群馬県のレイクウッドゴルフクラブ富岡コースに於いてゴルフ大会を開催いたしました。今回で6回目になりますが、今年は過去最高の71名の参加をいただきました。ゴルフ大会当日は快晴の中プレーとなり、湖と森に囲まれた自然を思う存分に味わえたのではないでしょうか?

当事務所としては、20パーセントのユーモアと80パーセントの悲劇?いやいや会話!?となったゴルフ大会となりました。

毎年皆さまには、お忙しい中ご参加いただき誠にありがとうございます。

さて、結果の方は下記のとおりです。



優 勝 横尾 和儀



ペスグロ 松井 利夫 様



# お客様紹介コーナー

## 有限会社てるてる ケア・サービスササキ

平成16年8月に介護保険の居宅介護支援事業所（ケアプラン作成）並びに訪問介護事業所（ヘルパー派遣）を開設致しました。特養ホームの職員経験並びに介護保険施行以来、介護支援専門員としての在宅支援の経験を活かし、高齢者の多様なニーズに応えられる様、職員一同ひとつとなり活動していきたいと思っております。

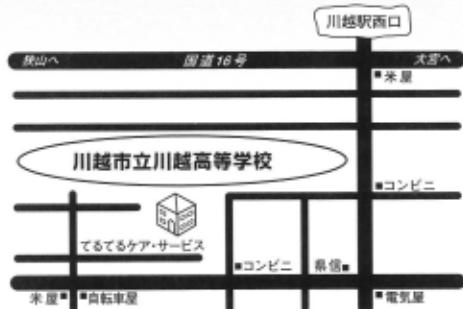
親しくお仲間に加えて頂きたくお願いすると共に今後のご支援ご高配をお願い申し上げます。

〒350-1126 埼玉県川越市旭町3-12-19

TEL 049-247-8000

定休日 土・日

営業時間 9:00～18:00



## 株式会社 東洋建商

弊社は、一級建築士事務所として総合建設業を営む会社です。弊社の得意な分野は次の通りです。

- 1 オーナー様の資産活用の為の賃貸マンションや工場・店舗等の企画・設計・工事
- 2 マンション等ビルや工場・戸建住宅などのリフォームの設計施工
- 3 茶室等数寄屋住宅の設計施工

どんな工事でも一度お声をかけて下さい。必ずご期待以上の仕事をさせていただきます。

本 社

〒187-0041

東京都小平市美園町1丁目31番4

TEL 042-344-5811

東村山事務所

東村山市本町1-4-5

TEL 042-393-0188

定 休 日

土・日

営業時間

9:00～17:00



## 有限会社 シンデレラ シンデレラ ビューティ

5月にオープンしたばかりのお店です。

誰もが納得できる充実したサービス内容です。

ゆったりとした客席はピカピカ。9時、11時と毎日行われるショータイムは歌あり、ダンスありの内容盛り沢山。

明朗会計なので安心して遊べるお店です。

ぜひこちらのお店に立ち寄ってみて下さい。カワイイ、フィリピーナ達があなたを待っています。

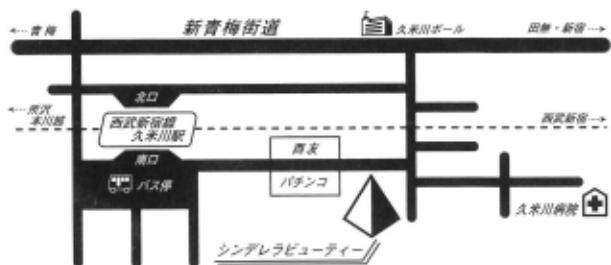
〒189-0013 東京都東村山市栄町2-6-7

ホテルセントピアB1

TEL 042-392-7027

定 休 日 なし

営業時間 PM7:00～AM1:00



このコーナーに掲載したい方は担当へご連絡下さい。

# 事務所だよりコーナー

## 『風見鶏』

ヨーロッパでは風向きを見るだけでなく、魔除けの意味も兼ねていたそうです。その一方で、人に対して「風見鶏」と呼ぶ場合、「時流に流される人」「優柔不断な人」というあまり良い意味では使われていませんが、今のこの時代を生き抜くために「時代の風を読む」という意味を込めたいと思います。

事務所恒例の研修旅行は、10月14日～16日にわたくて、神戸、大阪、京都の三都巡りをしてまいりました。右中の写真は、阪神淡路大震災から10年を迎えた神戸の街を写したものです。神戸の見事なまでの復興に驚かされ、人間の力の凄さに圧倒された旅でした。

右下の写真は、京都の嵐山での集合写真です。



## 編集後記

昨年、事務所内の業務の統一化、お客様によりよいサービスを提供すべく、5ヶ年計画がスタートしました。この計画では5年後、今の倍以上の事業規模になる予定です。お客様に信頼される総合事務所として、常に切磋琢磨し、納得のサービスを提供したいと思っております。

今年もよろしくお願ひ申し上げます。

### 税理士法人

#### 東京さくら会計事務所

〒184-0003 東京都小金井市緑町5-5-4

TEL 042-385-6630

FAX042-385-6604

#### 編集発行人

印 刷

#### 税理士 横尾和儀

株式会社 税 経